

「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容

章構成	内 容	主な追加・修正項目
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、計画の運用および修正手続き	—
第2章 原子力災害予防対策の実施	- 原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備 - 原子力防災組織の設置、運営 - 通報や業務に必要な施設、設備および資機材の整備 - 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 国、地方公共団体、地元防災機関等との連携	- 原子力事業所災害対策支援拠点の設置および廃止 - 緊急時対策所の整備 - 原子力施設事態即応センターの整備 - 原子力事業所災害対策支援拠点の整備 - 国の統合原子力防災ネットワークへの接続 - シビアアクシデントを想定した訓練の実施 - 原子力緊急事態支援組織との連携 - 登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町との連携
第3章 緊急事態応急対策等の実施	- 原子力災害対策特別措置法に基づく事象発生時の迅速な通報 - 災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施 - 第2緊急体制発令時のオフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣など緊急事態応急対策	- 警戒事態に該当する事象発生時の通報連絡 - 登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町への通報連絡 - 原子力事業所災害対策支援拠点への要員派遣 - 原子力緊急事態支援組織への応援要請
第4章 原子力災害事後対策	- 発電所の復旧対策の実施 - 行政機関等への原子力防災要員等の派遣 - 事業所外運搬事故後の対策	—
第5章 その他	他の原子力事業者への協力	—

※ 下線部は平成25年1月7日の自治体への協議申し入れ後の主な追加内容。（本内容を追加した修正案の補正版を2月26日に関係自治体に提出）